

# 雇用者報酬推計における 毎月勤労統計賃金データの接続について

令和2年7月3日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

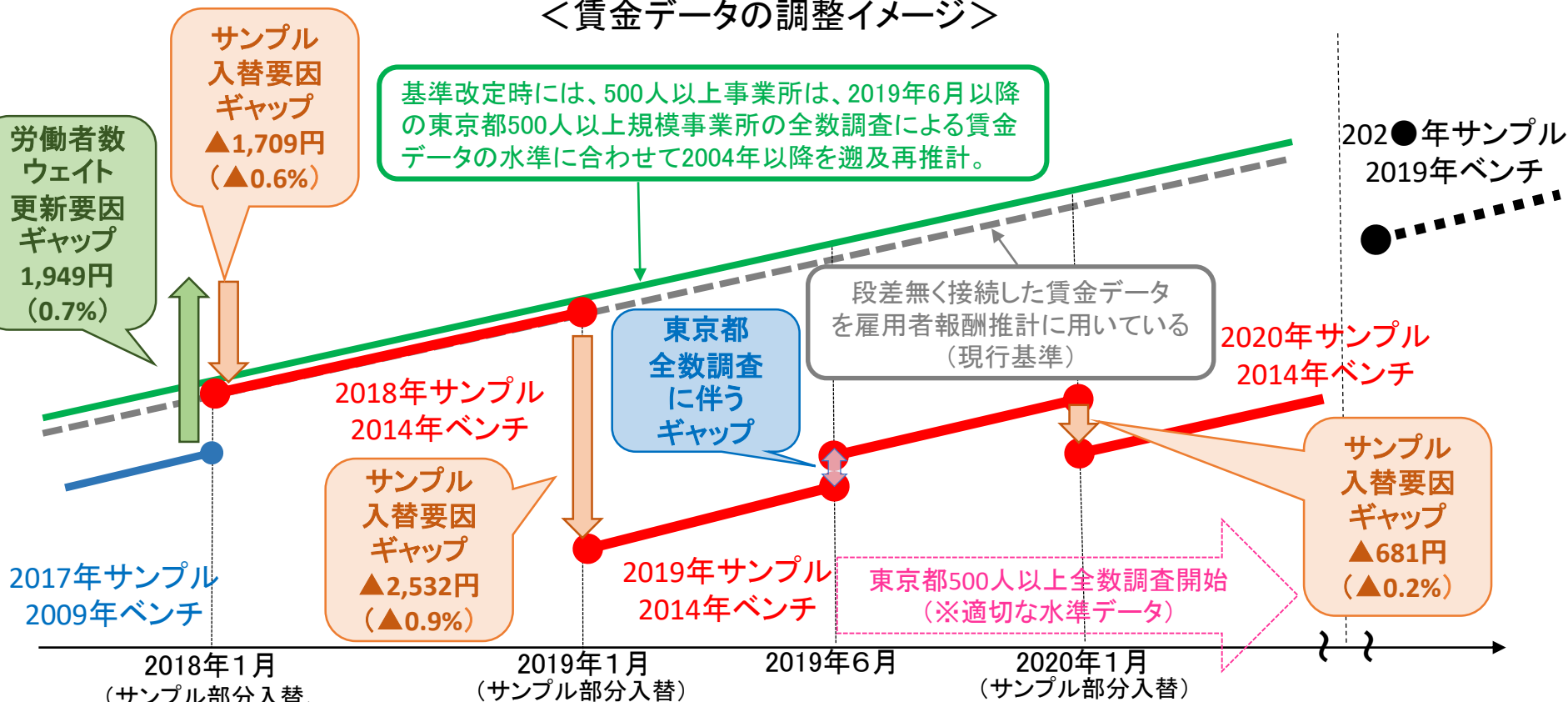
# 雇用者報酬推計における毎月勤労統計賃金データの接続

- 雇用者報酬推計の基礎資料となる「毎月勤労統計」(厚生労働省)では、2018年1月(確報)以降、常用労働者30～499人の事業所の調査についてローテーション・サンプリングを導入。これにより、「毎月勤労統計」の賃金データ等に、毎年1月時点で段差が生じている。雇用者報酬推計では、「毎月勤労統計」における賃金データから水準を適切に推計するとともに、これと整合する適切な変化率となる時系列データを整備することが必要。こうした考えに基づき、部会での審議を経て、「毎月勤労統計」の賃金データ等に毎年生じている段差を調整した上で推計を行っている。

※2018年1月については、サンプル入替による段差だけでなく、労働者数ウェイト更新による段差も存在。

- なお、本年末の基準改定時には、500人以上事業所は、2019年6月以降本系列となっている東京都500人以上規模事業所の全数調査による賃金データの水準に合わせて、2004年以降を遡及再推計する方針。

## ＜賃金データの調整イメージ＞



(備考) 図中の金額は、現金給与総額(常用労働者5人以上)